

2020年7月20日

埼玉労働局長 木塚 欽也 殿



さいたま市浦和区常盤5-8-1

イツカビ

埼玉県医療介護労働組合

執行委員長 宮本 ま

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

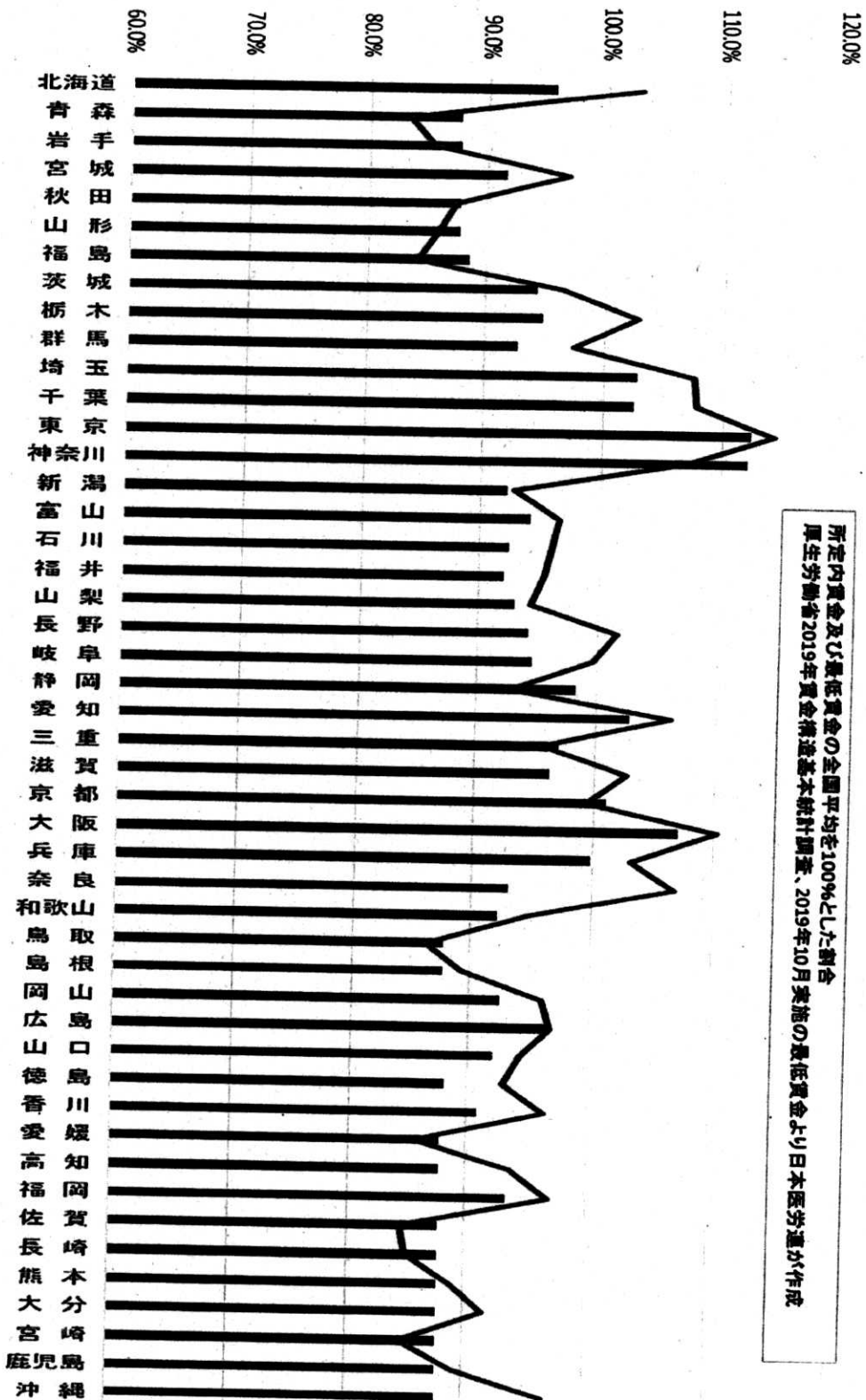
新型コロナウイルス感染拡大のなか、「医療用マスクは1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを使っている」「家庭用ゴム手袋を片手ずつ使っている」という声も届いています。今でも不十分なPPE（個人防護具）と人員不足により医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくない状態です。慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきた日常に、新型コロナ対応という有事が降りかかり、伸び切ったゴムが切れる寸前の状態に置かれ、「私、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師辞めようと思っています」との声を複数聞きました。さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

全国各地で再びクラスターが発生するなど、第2波、第3波の到来は確実視されています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合
厚生労働省2019年賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本医師連が作成



<参考>

■ 最低賃金 — 所定内賃金